

令和 5 年

第 2 回海老名市議会定例会

議 案 書

議事日程第1号（令和5年第2回海老名市議会定例会第1日）

令和5年6月1日（木）午前9時30分開議

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 報告第3号 | 専決処分の承認を求めることについて（海老名市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例） |
| 日程第2 | 報告第4号 | 継続費繰越計算書について（（仮称）上郷河原口線整備事業費（アプローチ部）） |
| 日程第3 | 報告第5号 | 繰越明許費繰越計算書について（えびな市民活動センタービナスポ多目的プールろ過ポンプ補修工事ほか30件） |
| 日程第4 | 報告第6号 | 公共下水道事業会計予算繰越計算書について（污水管渠整備事業費） |
| 日程第5 | 報告第7号 | 事故繰越し繰越計算書について（中学校給食調理施設（食の創造館増築棟）整備工事（繰越明許分）） |
| 日程第6 | 議案第28号 | 海老名市空家等対策協議会条例の制定について |
| 日程第7 | 議案第29号 | 海老名市市税条例の一部改正について |
| 日程第8 | 議案第30号 | 海老名市印鑑条例の一部改正について |
| 日程第9 | 議案第31号 | 海老名市火災予防条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第32号 | 指定管理者の指定の期間の変更について（海老名市有料自転車等駐車場） |
| 日程第11 | 議案第33号 | 物品の取得について（消防ポンプ自動車（消防団車両C D-I型）） |
| 日程第12 | 議案第34号 | 物品の取得について（水槽付消防ポンプ自動車II型） |
| 日程第13 | 議案第35号 | 物品の取得について（高規格救急自動車） |
| 日程第14 | 議案第36号 | 市道の路線認定について（市道2769号線） |

日程第 15 議案第 37 号 令和 5 年度海老名市一般会計補正予算（第 3 号）

報告第3号

専決処分の承認を求めることについて（海老名市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、海老名市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年6月1日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

人事院規則の改正に伴う所要の改正措置について、緊急を要し、専決処分したので、報告し、承認を求めるため

専決第5号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、下記の条例を別紙のとおり専決処分する。

令和5年5月8日専決

海老名市長 内 野 優

記

海老名市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

理由

議会の議決すべき事件について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため

海老名市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

海老名市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（平成10年条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第3項及び第4項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前に改正前の附則第3項に規定する業務に従事した職員に対する防疫手当の支給については、なお従前の例による。

報告第4号

継続費繰越計算書について（（仮称）上郷河原口線整備事業費（アプロ
一チ部））

令和4年度海老名市一般会計予算の継続費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したの
で、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により報
告する。

令和5年6月1日提出

海老名市長 内 野 優

令和4年度海老名市一般会計継続費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	継続費の総額	令和4年度継続費予算現額			支出済額及び 支出見込額	残額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
				予算上額	前年度 繰越額	計				繰越金	国県支出金	特定財源 地方債	その他
8	土木費		2,126,000,000	1,004,500,000	735,537,300	1,740,037,300	736,467,600	1,003,569,700	1,003,569,700	7,138,700	298,431,000	698,000,000	0
		計	2,126,000,000	1,004,500,000	735,537,300	1,740,037,300	736,467,600	1,003,569,700	1,003,569,700	7,138,700	298,431,000	698,000,000	0

報告第 5 号

繰越明許費繰越計算書について（えびな市民活動センタービナスポ多目的プールろ過ポンプ補修工事ほか 30 件）

令和 4 年度海老名市一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したため、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 6 月 1 日提出

海老名市長 内 野 優

令和4年度海老名市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳						
					既収入 特定財源	未収入特定財源		一般財源			
						国県支出金	地方債		その他		
2	総務費	1	総務管理費	えびな市民活動センターピナズボ多目的プールろ過ポンプ補修工事	1,667,000	1,667,000	0	0	0	1,667,000	
2	総務費	1	総務管理費	市庁舎照明器具LED化改修工事	64,065,000	64,065,000	0	0	0	665,000	
2	総務費	1	総務管理費	文化会館駐車場舗装工事	6,300,000	4,755,000	0	0	0	955,000	
4	衛生費	1	保健衛生費	新型コロナウィルスワクチン接種業務	477,605,000	409,870,700	21,855,481	388,015,219	0	0	0
4	衛生費	1	保健衛生費	出産・子育て伴走型支援事業	248,792,000	103,500,000	0	68,988,000	0	0	34,512,000
7	商工費	1	商工費	ブレミアム付商品券発行業務	1,558,354,000	1,555,419,644	0	316,956,000	0	990,000,000	248,463,644
8	土木費	2	道路橋りょう費	市道479号線法定点検業務委託	1,500,000	1,500,000	0	550,000	0	0	950,000
8	土木費	2	道路橋りょう費	市道62号線並木橋改良工事	5,700,000	5,700,000	0	0	0	0	100,000
8	土木費	2	道路橋りょう費	市道8号線ほか1路線用地取得及び補償	74,484,000	19,153,218	0	12,698,000	6,300,000	0	155,218
8	土木費	2	道路橋りょう費	橋りょう法定点検業務委託	36,000,000	36,000,000	0	19,364,000	0	0	16,636,000
8	土木費	4	都市計画費	市街化調整区域土地利用方針検討業務委託	5,585,000	5,585,000	0	0	0	0	5,585,000
8	土木費	4	都市計画費	厚木駅南地区市街地再開発事業公共施設等整備負担金	150,866,000	142,080,000	0	51,290,000	77,200,000	11,040,000	2,550,000
8	土木費	4	都市計画費	ひさご塚隧道補修工事	20,000,000	20,000,000	0	6,050,000	13,900,000	0	50,000
8	土木費	4	都市計画費	市道大谷峰線法定点検業務委託	3,500,000	3,500,000	0	1,100,000	0	0	2,400,000
8	土木費	4	都市計画費	街区公園等ナラ枯れ樹木処理	4,422,000	4,422,000	0	0	0	0	1,084,000
8	土木費	4	都市計画費	緑地等ナラ枯れ樹木処理	4,301,000	4,301,000	0	0	0	0	429,000
8	土木費	4	都市計画費	(仮称)海老名市雨水管理総合計画策定業務委託	6,587,000	6,587,000	0	0	0	0	6,587,000
9	消防費	1	消防費	感染防止衣購入	12,730,000	12,150,600	0	0	0	0	12,150,600
9	消防費	1	消防費	大谷北二丁目ほか2か所防火水槽撤去工事	19,636,000	13,294,000	0	0	0	0	13,294,000
9	消防費	1	消防費	消防本庁舎トイレ改修工事	8,593,000	5,393,000	0	0	0	0	93,000
10	教育費	2	小学校費	大谷小学校ほか1校屋内運動場大規模改修工事設計委託	7,348,000	7,348,000	0	0	0	0	548,000

(単位 円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫支出金	地方債	その他	
10	教育費	2 小学校費	2,794,000	2,794,000	0	0	1,800,000	0	994,000
10	教育費	2 小学校費	4,279,000	4,279,000	0	0	2,700,000	0	1,579,000
10	教育費	2 小学校費	19,692,000	19,692,000	0	0	0	0	19,692,000
10	教育費	2 小学校費	245,257,000	245,257,000	0	70,763,000	174,300,000	0	194,000
10	教育費	2 小学校費	5,789,000	5,789,000	0	1,670,000	4,100,000	0	19,000
10	教育費	2 小学校費	37,917,000	37,917,000	0	4,161,000	33,600,000	0	156,000
10	教育費	2 小学校費	167,211,000	148,249,000	0	38,262,000	109,800,000	0	187,000
10	教育費	3 中学校費	15,743,000	15,743,000	0	4,542,000	11,100,000	0	101,000
10	教育費	3 中学校費	230,351,000	202,614,000	0	51,107,000	151,300,000	0	207,000
10	教育費	4 社会教育費	6,439,000	6,439,000	0	0	0	0	6,439,000
合 計			3,453,507,000	3,115,064,162	21,855,481	1,035,516,219	671,000,000	1,008,250,000	378,442,462

報告第6号

公共下水道事業会計予算繰越計算書について（污水管渠整備事業費）

令和4年度海老名市公共下水道事業会計予算の建設改良費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。

令和5年6月1日提出

海老名市長 内 野 優

令和4年度海老名市公共下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位 円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	国庫補助金	増益勘定留保資金			
1	資本的支出	1 建設改良費	371,715,000	254,097,126	16,953,000	13,400,000	3,500,000	53,000	100,664,874	—	公共下水道37分区区枝線工事関連する他工事の影響で、着工までに時間を要したため
		合 計	371,715,000	254,097,126	16,953,000	13,400,000	3,500,000	53,000	100,664,874	—	

報告第7号

事故繰越し繰越計算書について（中学校給食調理施設（食の創造館増築棟）整備工事（繰越明許分））

令和4年度海老名市一般会計予算の事故繰越しは、別紙のとおり翌年度に繰り越したため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定により報告する。

令和5年6月1日提出

海老名市長 内 野 優

令和4年度海老名市一般会計事故繰越し繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	支出負担行為額	左の内訳		支出負担行為予定額	翌年度繰越額	左の財源内訳				説明	
				支出済額	支出未済額			既収入特定財源	未収入特定財源				一般財源
									国県支出金	地方債	その他		
10	教育費	1 教育総務費	652,079,000	346,005,000	306,074,000	0	306,074,000	156,100,000	67,661,000	0	0	82,313,000	世界的な半導体不足や物流の停滞等により、建設資材の納期が当初計画より遅れ、年度内完了が見込めないため
	合	計	652,079,000	346,005,000	306,074,000	0	306,074,000	156,100,000	67,661,000	0	0	82,313,000	

議案第28号

海老名市空家等対策協議会条例の制定について

海老名市空家等対策協議会条例を別紙のとおり定める。

令和5年6月1日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

海老名市空き家等対策審議会を空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく海老名市空家等対策協議会へ移行し、空家等対策の実施体制の更なる整備を図るため

海老名市空家等対策協議会条例

(設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき海老名市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 法第6条第1項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項
- (2) 法第2条第2項に規定する特定空家等に該当するか否かの判断に関する事項
- (3) 法第2条第2項に規定する特定空家等に対する措置の方針に関する事項
- (4) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、市長のほか、9人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 弁護士
- (2) 建築士
- (3) 学識経験者
- (4) 前3号のほか市長が必要と認める者

2 協議会に会長及び副会長1人を置き、市長を除く委員の中から互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は公開とする。ただし、議長が、協議に支障があると認めた場合はこの限りでない。

(意見の聴取等)

第6条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第3条第1項の規定による協議会の委員の委嘱に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表第2 空き家等対策審議会委員の項中「空き家等対策審議会委員」を「空家等対策協議会委員」に改める。

(海老名市空き家及び空き地の適正管理に関する条例の一部改正)

4 海老名市空き家及び空き地の適正管理に関する条例（平成27年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「第11条に規定する海老名市空き家等対策審議会（第11条第1項を除き、以下「審議会」という。）」を「海老名市空家等対策協議会条例（令和5年条例第 号）第1条に規定する海老名市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）」に改める。

第10条第3項中「審議会」を「協議会」に改める。

第11条から第13条までを削り、第14条を第11条とし、第15条を第12条とし、第16条を第13条とする。

議案第 29 号

海老名市市税条例の一部改正について

海老名市市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 5 年 6 月 1 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

地方税法等の改正に伴う所要の改正を行うため

海老名市市税条例の一部を改正する条例

海老名市市税条例（平成29年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第15条中「交付手数料」を「交付（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の手数料」に改める。

第41条第1号エ中「定めるもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第16条第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- （1） 第41条第1号エの改正規定及び附則第3条の規定（この条例による改正後の海老名市市税条例（以下「新条例」という。）附則第16条第3項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日
- （2） 附則第16条第3項の改正規定及び附則第3条の規定（新条例附則第16条第3項に係る部分に限る。） 令和6年1月1日
- （3） 第15条の改正規定及び次条の規定 令和6年4月1日

（納税証明書に関する経過措置）

第2条 新条例第15条の規定は、令和6年4月1日以後にされる地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例第41条第1号エ及び附則第16条第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の

種別割については、なお従前の例による。

議案第 30 号

海老名市印鑑条例の一部改正について

海老名市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 5 年 6 月 1 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正に伴う所要の改正を行うため

海老名市印鑑条例の一部を改正する条例

海老名市印鑑条例（昭和51年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第16条中「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、「限る。）」の次に「又は移動端末設備（同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいい、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 3 1 号

海老名市火災予防条例の一部改正について

海老名市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 5 年 6 月 1 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

消防法施行規則等の改正に伴う所要の改正を行うため

海老名市火災予防条例の一部を改正する条例

海老名市火災予防条例（昭和37年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項中「自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて」に、「及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう」を「を除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあっては、充電ポストを含む」に改め、同項第1号中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあっては」に改め、同号に次のように加える。

- ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの
- イ 分離型のものにあっては、充電ポスト

第11条の2第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあっては、この限りでない。

第11条の2第1項第6号中「急速充電設備」を「コネクター」に改め、同項第7号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクターが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクターが当該電気自動車等から」に改め、同項第11号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第12号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第13号中「（充電用ケーブルを電気自動車等に接続

するための部分をいう。以下この号において同じ。）」を削り、同項第16号中「当該蓄電池」の次に「（主として保安のために設けるものを除く。）」を加え、同項中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

第16条第1項中「をいう。」の次に「以下同じ。」を加える。

第23条第3項を削り、同条第4項第2号中「併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない」を「健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りでない」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

第23条第5項中「前項第2号」を「第3項第2号」に改める。

別表第7を次のように改める。

別表第7 削除

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条の2第1項の改正規定及び次項の規定は、令和5年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 第11条の2第1項の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされ

ているこの条例による改正後の海老名市火災予防条例（以下「新条例」という。）
第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

3 新条例第23条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。

4 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第23条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、同条第4項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第 3 2 号

指定管理者の指定の期間の変更について（海老名市有料自転車等駐車場）

別紙のとおり指定管理者の指定の期間を変更したいため、議会の議決を求める。

令和 5 年 6 月 1 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

海老名市有料自転車等駐車場の指定管理者の指定の期間を変更したいため

指定管理者の指定の期間の変更

指定管理者の指定の期間を次のように変更する。

1 管理を行わせる公の施設の名称及び位置

名 称	位 置
海老名駅東口第2有料自転車駐車場	海老名市中央三丁目1491番地1先
海老名駅東口第3有料自転車駐車場	海老名市中央一丁目1148番地
海老名駅東口第4有料自転車駐車場	海老名市中央一丁目380番4
海老名駅西口第1有料自転車駐車場	海老名市扇町1076番地1
海老名駅西口第2有料自転車・原動 機付自転車駐車場	海老名市扇町115番
海老名駅西口第3有料自転車・原動 機付自転車駐車場	海老名市上郷762番地
海老名駅西口第4有料自転車・原動 機付自転車駐車場	海老名市めぐみ町1154番地

2 指定管理者の団体の名称及び住所

太平ビルサービス株式会社

代表取締役会長 狩野 伸彌

東京都新宿区西新宿六丁目22番1号

3 指定の期間の変更

「平成31年4月1日から令和6年3月31日まで」を「平成31年4月1日から令和7年3月31日まで」に変更する。

指定管理者の指定の期間の変更について

1 指定の期間を変更したい理由

- (1) コロナ禍により減少した利用者数が、未だ以前の水準まで回復しない状況に加え、指定の期間中における指定管理施設の変更並びに昨今の人件費及び物価の高騰の影響等により、適正な指定管理料の積算が困難であるため
- (2) 現在の状況下で公募を行った場合、応募する業者が少ないことが想定され、適正な公募といえない懸念があるため
- (3) DX社会に対応するため、キャッシュレス化導入による設備投資手法等、今後の適切な施設運営について検証を行いたいため

2 その他

事業者及び事業内容については同一のまま1年間延長することとする。

議案第 33 号

物品の取得について（消防ポンプ自動車（消防団車両CD-I型））

消防ポンプ自動車（消防団車両CD-I型）の取得について、下記のとおり契約を締結するため、海老名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第13号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年6月1日提出

海老名市長 内 野 優

記

- | | |
|-----------|--|
| 1 契約の目的 | 消防ポンプ自動車（消防団車両CD-I型）購入 |
| 2 物品名及び数量 | 消防ポンプ自動車（消防団車両CD-I型） 1台 |
| 3 契約の方法 | 条件付一般競争入札による契約 |
| 4 契約金額 | 一金26,334,000円 |
| 5 契約の相手方 | 東京都墨田区菊川一丁目13番14号
株式会社野口ポンプ製作所
代表取締役 野口 和秀 |

提案理由

議会の議決を得た上、財産を取得したいため

参考資料

消防ポンプ自動車（消防団車両CD-I型）購入

入札方法	条件付一般競争入札
開札年月日	令和5年4月28日
落札決定日	令和5年5月10日
入札回数	1回
設計金額	26,621,100円（税込み）
予定価格	26,621,100円（税込み）
落札金額	26,334,000円（税込み）
うち消費税相当額	2,394,000円
落札者	東京都墨田区菊川一丁目13番14号 株式会社野口ポンプ製作所 代表取締役 野口 和秀

入札状況

業者名	所在地	入札金額（円）
株式会社野口ポンプ製作所 代表取締役 野口 和秀	東京都墨田区 菊川一丁目13番14号	23,940,000 (26,334,000)
株式会社畠山ポンプ製作所 代表取締役 畠山 昭夫	静岡県沼津市 東間門二丁目1番5号	24,000,000 (26,400,000)
日本機械工業株式会社 本社営業部 部長 山下 康弘	東京都八王子市 中野上町二丁目31番1号	24,100,000 (26,510,000)
株式会社モリタ 東京支店 支店長 山北 忠司	東京都港区 芝五丁目36番7号 三田ベルジュビル19階	24,100,000 (26,510,000)
ジーエムいちほら工業株式会社 東京営業所 所長 真舘 知誉	東京都台東区 浅草橋五丁目4番2号 横山ビル	24,150,000 (26,565,000)

※入札金額には、消費税相当額を含みません。括弧内の金額は税込金額です。

参考資料

消防ポンプ自動車（消防団車両CD-I型）

仕様

車 両	消防ポンプ自動車（消防団車両CD-I型）（国産車）
エンジン形式	ディーゼルエンジン
総排気量	2, 9 9 8 c c
出 力	1 1 0 k w (1 5 0 p s)
変速装置	オートマチックトランスミッション
駆動方式	2 輪駆動
全 長	5, 5 0 0 m m
全 幅	1, 8 8 0 m m
全 高	2, 5 3 0 m m
乗車定員	6 名

議案第 3 4 号

物品の取得について（水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型）

水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型の取得について、下記のとおり契約を締結するため、海老名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 1 3 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 6 月 1 日提出

海老名市長 内 野 優

記

- | | |
|-----------|---|
| 1 契約の目的 | 水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型購入 |
| 2 物品名及び数量 | 水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型 1 台 |
| 3 契約の方法 | 条件付一般競争入札による契約 |
| 4 契約金額 | 一金 7 8, 2 9 8, 0 0 0 円 |
| 5 契約の相手方 | 東京都千代田区外神田五丁目 5 番 1 1 号 小西ビル 1 階
長野ポンプ株式会社 東京営業所
所長 藤井 利男 |

提案理由

議会の議決を得た上、財産を取得したいため

参考資料

水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型購入

入札方法	条件付一般競争入札
開札年月日	令和5年4月28日
落札決定日	令和5年5月10日
入札回数	1回
設計金額	78,744,457円（税込み）
予定価格	78,744,457円（税込み）
落札金額	78,298,000円（税込み）
うち消費税相当額	7,118,000円
落札者	東京都千代田区外神田五丁目5番11号 小西ビル1階 長野ポンプ株式会社 東京営業所 所長 藤井 利男

入札状況

業者名	所在地	入札金額（円）
長野ポンプ株式会社 東京営業所 所長 藤井 利男	東京都千代田区 外神田五丁目5番11号 小西ビル1階	71,180,000 (78,298,000)
日本機械工業株式会社 本社営業部 部長 山下 康弘	東京都八王子市 中野上町二丁目31番1号	71,380,000 (78,518,000)
株式会社モリタ 東京支店 支店長 山北 忠司	東京都港区 芝五丁目36番7号 三田ベルジュビル19階	71,400,000 (78,540,000)
ジーエムいちほら工業株式会社 東京営業所 所長 真舘 知誉	東京都台東区 浅草橋五丁目4番2号 横山ビル	71,430,000 (78,573,000)
株式会社野口ポンプ製作所 代表取締役 野口 和秀	東京都墨田区 菊川一丁目13番14号	71,450,000 (78,595,000)

※入札金額には、消費税相当額を含みません。括弧内の金額は税込金額です。

参考資料

水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型

仕様

車 両	水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型（国産車）
エンジン形式	ディーゼルエンジン
総排気量	5, 100 c c
出 力	177 k w (240 p s)
変速装置	オートマチックトランスミッション
駆動方式	4輪駆動
全 長	6, 990 m m
全 幅	2, 330 m m
全 高	3, 200 m m
乗車定員	5名

議案第 35 号

物品の取得について（高規格救急自動車）

高規格救急自動車の取得について、下記のとおり契約を締結するため、海老名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 13 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 6 月 1 日提出

海老名市長 内 野 優

記

- | | |
|-----------|---|
| 1 契約の目的 | 高規格救急自動車購入 |
| 2 物品名及び数量 | 高規格救急自動車 1 台 |
| 3 契約の方法 | 条件付一般競争入札による契約 |
| 4 契約金額 | 一金 20, 130, 000 円 |
| 5 契約の相手方 | 神奈川県横浜市都筑区川向町 880 番地の 1
神奈川トヨタ自動車株式会社 特販部
部長 渡辺 圭一郎 |

提案理由

議会の議決を得た上、財産を取得したいため

参考資料

高規格救急自動車購入

入札方法 条件付一般競争入札
開札年月日 令和5年4月28日
落札決定日 令和5年5月10日
入札回数 1回
設計金額 24,099,090円（税込み）
予定価格 24,099,090円（税込み）
落札金額 20,130,000円（税込み）
うち消費税相当額 1,830,000円
落札者 神奈川県横浜市都筑区川向町880番地の1
神奈川トヨタ自動車株式会社 特販部
部長 渡辺 圭一郎

入札状況

業者名	所在地	入札金額（円）
神奈川トヨタ自動車株式会社 特販部 部長 渡辺 圭一郎	神奈川県横浜市都筑区 川向町880番地の1	18,300,000 (20,130,000)

※入札金額には、消費税相当額を含みません。括弧内の金額は税込金額です。

参考資料

高規格救急自動車

仕様

車 両	高規格救急自動車（国産車）
エンジン形式	ガソリンエンジン
総排気量	2, 4 0 0 c c
出 力	1 0 8 k w (1 4 7 p s)
変速装置	電子制御式オートマチックトランスミッション
駆動方式	4 輪駆動
全 長	5, 6 5 0 m m
全 幅	1, 8 9 0 m m
全 高	2, 4 9 0 m m
乗車定員	7 名

議案第 36 号

市道の路線認定について（市道 2769 号線）

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、別紙の市道の路線を認定する。

令和 5 年 6 月 1 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

議会の議決を経た上、路線を認定したいため

案内図

図No.1



【認定理由】

市道2769号線：開発行為に伴う路線の認定のため

令和 5 年度海老名市一般会計補正予算（別冊）

議案第 37 号 令和 5 年度海老名市一般会計補正予算（第 3 号）

令和5年第2回海老名市議会定例会会期日程（案）

会期16日間

月 日	曜日	種 別	内 容	開 議 時 刻
6月1日	木	本会議	開会、諸報告、議案審議、委員会付託	午前9時30分
6月7日	水	委員会	総務常任委員会 予算決算常任委員会総務分科会	午前9時
6月8日	木	委員会	文教社会常任委員会 予算決算常任委員会文教社会分科会	同
6月9日	金	委員会	経済建設常任委員会 予算決算常任委員会経済建設分科会	同
6月12日	月	本会議	市政に関する一般質問	同
6月13日	火	本会議	市政に関する一般質問	同
6月14日	水	本会議	市政に関する一般質問	同
		委員会	予算決算常任委員会	本会議終了後
		委員会	公共施設再編・適正化に関する特別委員会	予算決算常任 委員会終了後
6月16日	金	本会議	委員会報告、議案審議、閉会	午前9時30分